

練馬区立学校体育館開放に関する規則

昭和51年5月28日

教規則第5号

改正 平成14年 4月12日教規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育に支障のない範囲内で、地域住民の自主的な運営のもとに、住民の身近かなスポーツ活動の場として、学校体育館を開放し(以下「体育館開放」という。)、もって地域スポーツの普及と振興を図り、併せて学校を中心として地域住民の連帯感の確立を図ることを目的とする。

(管理責任)

第2条 体育館開放に関する事務ならびに必要な施設および設備の管理は、練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)が行うものとする。

2 体育館開放を行う学校(以下「開放校」という。)の校長は、当該開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(開放校の指定)

第3条 開放校は、委員会が当該学校長と協議のうえ指定するものとする。

(管理指導員)

第4条 開放校に管理指導員を置く。

2 管理指導員は、教育長が委嘱する。

3 管理指導員は、個人利用の場合に体育館開放に伴う施設および設備の管理ならびに利用者の安全確保および実技の指導に当たるものとする。

(運営委員会)

第5条 体育館開放の円滑な運営を図るため、開放校ごとに体育館開放に係る運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くことができる。

2 運営委員会の構成、任務その他必要な事項は別に定める。

(開放の形態)

第6条 体育館開放の形態は、個人利用および団体利用の2種類とする。

(開放の日時)

第7条 体育館開放の日時は、原則としてつぎのとおりとする。

開放日	開放する時間
土曜日、日曜日、祝日、夏季・冬季・春季休業日	午前9時～午後9時
平日	午後6時～午後9時

2 前項の規定にかかわらず学校教育に支障のあるとき、その他特別の事由があるときは、学校長および運営委員会は、開放日の中止または時間の変更をすることができる。

(利用者の範囲)

第8条 体育館開放を利用する者は、つぎのとおりとする。

- (1) 区内に在住し、在勤し、または在学する個人
- (2) 委員会に生涯学習届出団体として届出し、かつ、特定の開放校を利用しようものとして運営委員会に登録されている団体

(利用承認)

第9条 体育館開放を利用しようとする個人は、利用の当日委員会に、学校体育館開放利用申請書兼承認書(別記様式)により住所および氏名を届け出て、利用承認を受けなければならない。

- 2 体育館開放を利用しようとする団体の利用承認については、練馬区立学校設備使用条例施行規則(昭和56年9月練馬区教育委員会規則第6号)を適用する。
- 3 前項により利用承認を受けた団体の代表者は、常に善良なる管理者としての責任と注意をもってことに当たるものとする。

(利用の禁止)

第10条 委員会は、つぎの各号に該当する行為をした利用者に対し、その利用の禁止を命じ、かつ、団体にあつては、その登録を取り消すことができる。

- (1) 開放施設以外の場所に立ち入ること。
- (2) 開放施設を目的外のことに使用すること。
- (3) 営利行為を行うこと。
- (4) 申請に当たって、虚偽の申告をすること。
- (5) 管理指導員等の指示に従わない利用をすること。
- (6) その他管理上支障のあると認められる行為をすること。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、つぎの各号に定める事項を守るべき義務を負う。

- (1) 前条に定める禁止行為をしないこと。
- (2) 管理指導員および学校関係者の指示に従うこと。
- (3) 喫煙または飲食は、所定の場所で行うこと。
- (4) 中学生以下の利用者は、保護者を同伴すること。
- (5) 18歳未満の者だけの利用をしないこと。
- (6) 緊急時以外には、学校の電話を使用しないこと。
- (7) 緊急時以外には、電話による呼出しを家族、知人等にさせないこと。
- (8) 利用後の清掃を行うこと。
- (9) 器具および用具の整理整頓を行うこと。

(利用者の弁償責任)

第12条 利用者は、開放校の施設または設備を故意または重大な過失により、き損または亡失したときは、弁償の責任を負うものとする。

(事故責任)

第13条 利用者の事故については、原則として、本人または保護者が負うものとする。

(スポーツ安全傷害保険)

第14条 体育館開放を利用しようとする者は、スポーツ安全傷害保険に加入するよう努めなければならない。

(他の条例の適用)

第15条 体育館開放に関しては、この規則によるもののほか、練馬区立学校設備使用条例(昭和23年2月練馬区条例第25号)を適用する。

(委任)

第16条 この規則について必要な事項は、教育長が定める。

練馬区立学校体育館開放に関する規則

付 則

この規則は、昭和51年6月1日から施行する。

付 則(平成14年4月教規則第18号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立学校体育館開放に関する規則第9条第2項の規定は、平成14年7月1日以後の利用について適用し、同年6月30日以前の利用については、なお従前の例による。

別記様式(第9条関係)